

A Critical Review on "Futoko" or School Non-Attendance Problem : The Emergence of Dropout-type Futoko and Reform of its Support System

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-03-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 酒井, 朗, 川畑, 俊一 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/346

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



不登校問題の批判的検討

― 脱落型不登校の顕在化と支援体制の変化に基づいて ―

酒井 朗¹⁾・川畑俊一²⁾

¹⁾大妻女子大学家政学部児童学科, ²⁾ルーテル学院大学大学院

A Critical Review on “Futoko” or School Non-Attendance Problem ― The Emergence of Dropout-type Futoko and Reform of its Support System ―

Akira Sakai and Shun-ichi Kawabata

Key Word: 不登校, 構築主義, スクールソーシャルワーカー, 子ども家庭支援センター, 学校に行かない子ども

1. はじめに

本稿の目的は、不登校問題の実態と支援体制の今日の状況を解明した上で、不登校問題に対するわが国の理解と対応の在り方を批判的に検討することにある¹⁾。我が国における不登校（登校拒否）研究は、長い間、登校への忌避を個人的な病理とする視点に依拠した心理学や精神医学による研究が主流だった。だが格差社会化が進行していると言われる中で、子どもの貧困問題がクローズアップされている（浅井他 2008、阿部 2008）。そしてこれと連動して不登校問題についても、保坂（2000）の指摘する脱落型不登校、すなわち家庭の劣悪な社会経済的背景を抱えて、怠学傾向や非行傾向の見られる不登校の問題に注目が集まっている。

本稿では、まず現状において脱落型不登校が一定数を占めていることを確認した上で、そのことが社会的にも認識されるようになり、不登校支援の在り方が新たな展開を見せていることを報告する。次にこうした動向をふまえた上で、これまでの不登校問題の理解と対応の枠組みを批判的に検討する。

振り返ってみれば 1980 年代から 1990 年代にかけて、不登校と言えば優等生の息切れ型、神経症型が主たるタイプとされ、対応策が図られてきた。文部省は 1989 年に学校不適応対策調査研究協力者会議を設置し、1992 年に同会議が報告書を提出した。この報告書は、登校拒否が児童生徒本人の性格傾向などによらず誰にでも起こりうる問題であるとした点や、学校が心の居場所になることが求められた点などで画期的なものとされているが、このときに不登校の姿として描かれたのは神経症的なそれであ

り、受験競争をおおる風潮などが子どもにストレスを与えていると指摘され、スクールカウンセラーの導入が求められた。だが、現時点においてはこうした 1990 年代の不登校理解と対応の枠組みを批判的に捉え直す必要があるのではないかと。本稿はこのような問題意識に基づいている。

2 ではさまざまな資料から脱落型不登校の実態について報告する。3、4 ではこうした現状に対応すべく学校教育ならびに児童福祉の領域においてどのような動きがあるかを報告する。前者においては 2008 年度に実施された「スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）活用事業」が特筆すべき展開である。また、児童福祉の側にも不登校問題に積極的に関与していこうとする動きがあることについて、東京都の子ども家庭支援センターの取り組み事例を報告する。5 では、以上の分析をふまえて、不登校はこれまで神経症的タイプが範型とされてきたことの妥当性について検討する。また、この捉えの時代的社会的規定性を明示するために、諸外国では長期欠席問題は怠学問題として理解されることが多く、その観点から対応策が講じられてきたことを指摘しておきたい。6 では今後の本研究の見通しについて予備的な考察を提示する。我々は現状の問題を包括的にとらえ適切な対応を図るには、不登校という捉え方から脱しなければならないのではないかとこの問題関心を持っている。むしろ不登校を含めた長期欠席全体をとらえるべきであろうし、さらに広く学校に行かない子ども全体を包括した分析や検討が必要なのではないかと考えている。

2. 無視できない脱落型不登校

保坂（2000）が脱落型不登校の存在を指摘してから 10 年が経つ。脱落型不登校とは、家庭の劣悪な社会経済的要因（低収入など）に起因して怠学傾向や非行傾向の見られる不登校であり、この場合の「欠席」は学校文化からの脱落（ドロップアウト）と捉えることができると説明されている（保坂 2009）。家庭の養育能力に問題があって、学校に行くための前提ともいえるべき環境が整っていないために不登校に陥るリスクが高い層であり、子どもの養育保護という点では、児童虐待（ネグレクト）にもつながる危険性を持っている。保坂（2000）も、不登校の中で脱落型不登校が一定割合を占めていると指摘しているが、他にも保坂自身による調査や文科省による調査等で、このタイプの不登校の問題が度々指摘されてきた。以下、順に列記していこう。

① 文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、「不登校状態が継続している理由」（2008 年度は「不登校状態が継続している又は継続していた理由」）を尋ねているが、保坂はこのうち「無気力型」や「遊び、非行型」が脱落型不登校に相当するとしている。2008 年度の結果では、「無気力型」や「遊び、非行型」の割合は小学校、中学校とも以下の通りで、それぞれ 3 割、4 割を占めていることが分かる（表 1）²⁾。

表 1 不登校の中で「あそび・非行」型、「無気力」型の占める割合

	あそび・非行	無気力	合計
小学校	1.0%	28.5%	29.5%
中学校	11.9%	29.2%	41.1%

2008 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「不登校状態が継続している又は継続していた理由」の内訳より

② 保坂（2009）には、2003 年に大阪府岸和田市で起きた児童虐待事件を受けて文部科学省が 2004 年に行った緊急調査の結果が報告されている。岸和田事件では同市の中学 3 年男子に対する虐待の恐れがあるとの情報を得ていながらも、その子どもに直接会うことが出来ず、学校側は不登校という認識でいたことが問題となった。文科省が実施した緊急調査とはこの事件を受けたもので、2004 年 1 月 31 日から 2 月 29 日までの 30 日間連続して欠席し

ている児童生徒について状況を調査したものである。その結果、該当児童生徒は 5 万人おり、そのうち 2 割の児童生徒には学校も関係機関等の職員も会っていないことが明らかにされた。保坂は、この理由として「居所不明（家庭が多重債務等により転居を繰り返し、所在がつかめない）」「連絡が取れない（電話連絡が取れず、家庭訪問しても誰も出てこない）」といった例があがっていることから、その中に経済的に厳しい家庭が含まれていることが推測できると述べている。

③ 保坂（2010）では、保坂自身が A 県において 2006 年度に卒業した小学 6 年生 633 名（7 校）と 2006 年度に卒業した 3 年生 202 名（2 校）を対象として欠席日数を調査している。氏は各学級担任から各児童生徒の社会経済的要因（就学援助等）についての情報を得た上で、長期欠席者については、それに基づいて「脱落型」であるかどうかを判断している。具体的には、就学援助（要保護、準要保護）や居住形態など家庭の経済状態がわかる情報、および家族構成（一人親など）である。調査した学校のうち、中学校 2 校は、都市部で学区に所得制限がある公営集合住宅を抱える規模の大きい学校であり、経済的に苦しい家庭、および一人親家庭が多いと説明している。

調査結果によれば、小 6 の時点で 10 日以上欠席をしていた児童は 59 人で、そのうち社会経済的要因を抱える児童は 35 人と約 6 割（59.3%）にもなった。また、30 日以上欠席していた 13 人について見ると、社会経済的要因を抱える児童は 10 名（76.9%）にも達していた。次に中学校についてみると、中 3 の時点で 10 日以上欠席をしていた生徒は 26 人、うち社会経済的要因を抱える生徒は 20 人（76.9%）に及んだ。さらに、30 日以上欠席していた 11 人については、うち 9 人（81.8%）が同様の要因を抱えていることが明らかにされた。

④ 毎日新聞 2009 年 1 月 31 日の記事によれば、東京都板橋区の調査では、生活保護受給世帯の中学生の不登校発生率が、生活保護や就学援助を受けない中学生の 4.8 倍に上がることが分かったという。同区立中の 2006 年度の全生徒 8,844 人のうち、援助を受けていないのは 5,267 人。不登校はうち 127 人で、発生率は 2.41% だった。これに対して、生活保護を受けている中学生 449 人中、不登校は 52 人で、発生率は 11.58% となり、援助を受けない子の 4.8 倍に達した。同記事の末尾には「学校関係者の間では、貧困のため親が食事や洗濯の世話を怠り、

生活リズムが乱れ学校に来なくなる子の存在が指摘されていた。」と書かれている。

同記事に書かれているように、「不登校は学校嫌いが原因とみられがちで、国も家庭の経済状況との関連を調べていない」。しかし、このように各地で家庭の状況と不登校との関連が指摘される事態になっており、改めて不登校あるいは長期欠席調査の在り方の見直しが求められている。

3. 不登校をめぐる支援体制の変化

以上のようにさまざまな資料から脱落型不登校が無視できない規模に達している状況が伺える。このことを受けて、国や各自治体での不登校に対する取り組みにもさまざまな変化が見られる。前節の最後に紹介した板橋区では、都の生活保護世帯自立促進事業の一環として、生活保護世帯の不登校の小中学生に対する学習ボランティア派遣費を、2008 年秋から年 6 万 4 千円助成し始めた。このほか文部科学省によるスクールソーシャルワーカー派遣事業や、児童福祉関係機関における支援体制の整備などが挙げられる。以下ではこの 2 点について概説する。

1) スクールソーシャルワーカー

文部科学省では、2008 年度から、学齢期の子どもをめぐる、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの問題に対する支援策としてスクールソーシャルワーカー (SSW) 活用事業を開始し、全国約 350 地域で SSW 配置の取り組みが行われることとなった。この事業は、これまでなかなか踏み込めなかった家庭環境要因に対して、従来の心理的アプローチだけではなく、福祉的アプローチを強化し、関係機関の連携をより具体化しようとするものである³⁾。

同省の本事業に関する趣旨説明には下記のように記されている。

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていかうとする。(URL http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/08032502/003/010.htm)

2) 児童福祉関係機関における不登校相談事例の増加

東京都では子ども家庭支援センター事業の必要性

が 1994 年に指摘され、翌年から開始された。そして、2004 年の児童福祉法の改正により児童相談が区市町村の業務として明確化されたのを機に機能充実が図られ、要保護児童に対する支援ネットワークの中核機関として役割が拡大している。

不登校問題は「育成相談」の 1 つとして位置づけられている。東京都福祉局少子社会対策部が 2005 年 3 月に発行した『子ども家庭支援センターガイドライン』では、不登校問題の変質について下記の通り記されている。

不登校については、各教育委員会において、教育相談の実施、スクールカウンセラーの配置、適応指導教室の整備等の対策がとられています。これまで、不登校相談への対応は、保護者や子どもの心理的・教育的な支援が中心となってきました。しかし、不登校の背景には、心理的・教育的な問題だけではなく、家族や家庭の環境に関する問題も多くあります。このため、不登校であれば直ちに教育相談等につなげば良いと短絡的に結論を出さずに、背景をきちんと分析し、どう支援すべきか判断しています。ケースの状況により、カウンセリングは教育相談やスクールカウンセラーが行い、家族や家庭環境に関する調整はセンターが行うなど、役割分担を行う必要があります。長期欠席やいわゆる引きこもりについても、精神疾患や児童虐待が背景となっている場合があり、子どもの状況や家庭の問題等を把握したうえでの対応が必要です。

子ども家庭支援センターなどの児童福祉関係機関では不登校問題に対応する事例が増えている。近年の都内児童福祉関係施設での不登校相談件数の推移は下記の通りであり、不登校児童生徒数を母数とした場合の不登校相談率は急増している (表 2)。

表 2 都内児童福祉関係施設での不登校相談件数の推移

	不登校相談件数	東京都の不登校児童生徒数 (小+中)	不登校相談率
2005	721	9,232	7.8%
2006	1,090	9,776	11.1%
2007	1,549	9,923	15.6%

各年度の「区市町村児童家庭相談統計」ならびに「学校基本調査」より作成

4. 子ども家庭支援センターの機能、配慮を要する家庭への支援

すでに指摘したように、不登校問題に対する認識が変化する中で、児童福祉領域においてもこの問題に積極的に関与していこうとする動きが見られる。「不登校」にはすでに見てきたように「家庭生活に起因するもの」があると考えられるが、このうち配慮を要する状態や症状を示す保護者の存在については、教育機関だけの支援では限界がある場合がある(酒井 2007)。特に虐待が疑われる場合には、地域の中で「子ども家庭支援ネットワーク」の構築が求められている。福祉や保健などの「教育」の周辺の機関と連携し、それぞれの機関の機能を生かして、その家庭の抱える課題に取り組んでいくことが必要となってきた。

配慮を要する家庭の場合は問題も多様で複雑であるが、支援策も多様に存在する。連携ができる機関の機能を理解するとともに、役割分担の明確化も求められている。そこで、ここでは東京都の子ども家庭支援センターの取り組み状況について報告する。

1) 子ども家庭支援センターの役割

東京都では、1994 年になされた東京都児童福祉審議会における「地域における子ども家庭支援システムの構築とその推進にむけて」の意見具申において、「子ども家庭支援システム」をつくることの重要性が指摘された。子ども家庭支援センターとは、これを受けて 1995 年に開始された東京都独自の事業であり、設置主体は区市町村である。同文書では、地域福祉推進の理念に基づき、子どもと家庭のニーズに総合的かつきめ細かく対応できるような「子ども家庭支援システム」をつくることの重要性が指摘され、その核として、区市町村に 1 か所程度の「子ども家庭支援センター」を設置すべきことが提言された。その中では、「子ども家庭支援センター」に必要とされる機能を、1) 総合相談、2) サービスの提供、3) サービスの調整、4) 地域組織化活動の 4 つとしている。

2001 年には、児童虐待問題も含め、地域で発生する問題はまず区市町村が主体となって、関係機関との連携により対応していく体制を確立していくことが求められた(東京都児童福祉審議会における審議経過より)。これにより、一次相談機関として子ども家庭支援センターが位置づけられ、二次相談機関の児童相談所との役割分担の整理が行われた。現在都内では、各区市町村に 1 か所程度の子ども家庭

支援センターが設置されている。子ども家庭支援センターの事業のうち、要支援家庭サポート事業は、配慮を要する家庭に対して見守りや虐待防止に向けた相談・指導などを行っている。

また、2004 年の児童福祉法改正以降、虐待を受けた子どもをはじめとする「保護を要する子ども」に関する情報の交換や支援を行うための協議の場として、「要保護児童対策地域協議会」が各自治体に設置されることになった。東京都では子ども家庭支援センターが、ケース受理会議や基本調査、関係機関との連絡を行い、ネットワーク会議を主催している。

2) 子ども家庭支援センターの不登校問題への対応

2009 年 7 月から 2010 年 1 月にかけて、都内の 4 つの子ども家庭支援センターにおいてインタビュー調査を行い、不登校問題の対応事例(事例 1~3)、他の相談機関との連携と問題解決の実態(事例 4)について伺った。以下に 4 つの事例について報告する。なお、各事例は個人情報に配慮して修正を加えている。

【事例 1】 小学 5 年の A 子さんは、半年以上登校していない。担任が母親(母子家庭)に何回連絡を入れても「学校に行くといじめにあう」と事実でないことを繰り返し主張する。家庭訪問をしても、被害的なことをまくしたて、話し合いにならなかった。その時、夏なのに雨戸を締め切っていたことが気になり、校内会議を経て子ども家庭支援センターに相談を行った。

⇒経過や母親の言動から、精神疾患を疑い児童相談所、保健所にもネットワーク会議に参加を要請。

⇒母親は要医療状態と判断され、実家の親が保護者となり、精神科病院への入院を検討。合わせて A 子さんは児童養護施設に保護されることになった。今では施設の子たちと元気に地元の学校に通っている。母親の症状の回復を待って再統合が計画されている。

【事例 2】 小学校 1 年生の B 夫くん。入学式の日だけ母親と一緒に登校したが、その後登校できていない。学校から相談を受けた際に、母親が精神科の疾患を持っており、また離婚していることが分かった。担任とソーシャルワーカーが家庭訪問をおこなった。

⇒母親は子どもを学校に行かせたいが、朝は自分の調子が悪く、送りだせない状態にあった。また

B 夫君も母親のそばを離れたがらないことが分かった。更に、十分に食事を作ってあげられないことを嘆いていた。

⇒精神障害者に対する家事援助サービスや区のボランティア制度を組み合わせ、家庭生活支援の仕組みを考えた。B 夫君はまだ週の半分くらいしか登校できないが、放課後遊べる友達ができただ。

【事例3】 C 自治体は主任児童委員が地域のパイプ役になっている。担当地区の学校にまめに顔を出しては、校長たちと情報交換を行っている。一方、子ども家庭支援センターとも月に一回は連絡会が行われ、情報の共有や見守りの報告が行われる。虐待の疑いや不登校の問題についても、「学校だけではなく地域の問題」として意見交換を積極的に行い、早期発見・早期対応に努めている。ただし、すべてに対応できているわけではない。

【事例4】 子ども家庭支援センターが先駆的に設置された自治体では、子育て支援が主な役割として求められる期間が続いた。しかし、D 自治体での設置は2002年であり、都内では遅めだった上に、児童虐待防止法の改正後だったため、比較的、実情にあった役割を明確につかむことができていた。そのような中、学校との連携を行うにあたり、要保護児童対策地域協議会の場において、子ども家庭支援センターの存在と役割の周知を行っていた。しかし、全ての教職員にその存在が浸透していたわけではなかったため、自治体内の全校に挨拶まわりを行うなど、いわば個人と個人の関係をベースに連携が取れる体制を整えていった。結果的に、時間と共に学校との信頼関係が構築され、インタビュー時点では、虐待通告や不登校に関する相談が、子ども家庭支援センターに多く寄せられるようになっていった。学校側の意識だけでなく、子ども家庭支援センターのスタッフの方でも、子どもだけではなく、学校という機関も含めてクライアントであることを共通理解とし、傾聴、共感というカウンセリングマインドに基づく問題解決を行っている。

D 自治体の子ども家庭支援センターは、学校だけでなく、教育相談センターとの連携も密接に取れており、教育相談センターも子ども家庭支援センターがSSW的な役割を担っている場面が多いとしている。また、実際の相談業務でも教育相談センターと役割分担を行っている。不登校などの問題について、子どもだけでなく、親自身も問題

解決に対して意欲的な場合には、教育相談センターで相談を継続しており、一方、子ども家庭支援センターは、親に相談意欲がない場合、学校がアプローチを試みてもうまくいかなかった場合などの、いわば困難ケースといわれる事例を取り扱うことが多い。学校に対しては垣根を高く感じる親であっても、子ども家庭支援センターなら足を運べる場合も多く、そのような場合には窓口としての役割を果たしているともいえる。

事例1～3から分かるように、学校側からみれば不登校として捉えられる問題も、その背後にはさまざまな保護者や家庭の問題が潜んでいる場合がある。また、事例3、4で触れたように、学校と子ども家庭支援センターならびに各関係機関が連携して意見交換を積極的に行い、早期発見・早期対応に努めることで問題の未然防止や深刻化が防止されることもある。問題によっては教育相談センター、児童相談所、保健所、病院などとの連携が必要となってくる。

5. 不登校の捉えに関する批判的検討

1) 以前から存在した脱落型不登校

これまで見てきたように、現状において脱落型不登校は一定割合を占めており、このことが社会的にも認知され、福祉的な観点からも支援システムが構築されつつある。しかしながら、脱落型不登校は近年になって増加し、それに応じて対応が変化してきたと考えてはならないと思われる。これはちょうど社会格差の問題や子どもの貧困の問題が以前から存在していたにもかかわらず、最近になって急に注目を浴び始めたのと同様であろう。脱落型不登校の問題は以前から存在したが、近年になってその問題が顕在化し、それによって対応にも変化が表れたのだと考えられる。この点についてもいくつかの資料を提示しておきたい。

① 2で述べたように、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「不登校状態が継続している理由」の選択肢のうち、「あそび・非行」と「無気力」は脱落型不登校の表れと見ることができる。そこで、中学校について1988年度から2005年度までの不登校状態が継続している理由の変化を見ると、当初一番多かったのは一貫して「無気力」であり、次に「不安など情緒混乱」が続いている(表3)。また、88～91年は「あそび・非

表 3 不登校状態が継続している理由 (中学校)

(%)

	学校生活上の影響	あそび・非行	無気力	不安など情緒的混乱	意図的な拒否	複合	その他
1988	6.5	19.1	30.0	27.2	5.0	9.6	2.6
1989	6.9	19.4	30.0	26.2	4.7	10.5	2.4
1990	7.7	19.9	28.1	23.2	4.4	12.9	3.9
1991	7.8	19.3	28.2	22.2	4.1	14.3	4.1
1992	8.2	17.1	28.3	23.8	4.2	15.4	3.0
1993	8.5	15.4	27.5	24.6	4.2	16.9	3.0
1994	9.1	14.0	25.8	24.5	4.7	18.9	3.1
1995	9.7	13.0	25.5	24.9	4.5	19.6	2.8
1996	10.1	13.9	24.4	23.9	5.3	19.3	3.0
1997	9.6	14.6	23.8	23.5	5.1	20.3	3.1
1998	8.2	13.4	21.9	24.8	5.4	21.7	4.6
1999	7.7	13.7	21.8	24.6	4.8	23.0	4.3
2000	7.8	13.3	20.9	24.1	5.2	24.4	4.3
2001	7.5	13.6	21.1	24.5	4.9	24.3	4.2
2002	7.0	12.2	20.7	24.7	5.1	26.0	4.3
2003	6.7	11.4	20.4	25.4	4.7	27.1	4.3
2004	7.4	10.5	22.3	29.1	5.0	20.8	4.9
2005	7.4	9.8	23.1	29.8	5.3	19.9	4.8

※各年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より作成

行」が20%近くに達し比較的多かった。「遊び・非行」はその後徐々に減少傾向にある。また、「複合」の増加が2003年度まで顕著である。

以上の結果から明らかなのは、本統計が取られ始めた当初から、明確に神経症型不登校と分類しうる不登校（登校拒否）は一部にすぎなかったことである。小学校ではこのタイプが多数を占めていたが、不登校の多い中学では当初から「無気力」が多く、「あそび・非行」も無視できない割合を占めており、脱落型不登校と分類される事例が一定割合を占めていたことが推測される。

② 上記調査が開始される以前にも、古川・菱山(1980)が東京都における学校ぎらいの出現率と地域特性の関連を調査しており、非行少年の出現率の高い地区、住居の畳数の少ない地区、被保護世帯の多い地区、離婚率の高い地区、工業性の高い地区において学校ぎらいの出現率が高いことを報告してい

る。

③ 佐藤(1993)は、北海道内のある児童相談所の1987年度から1991年度までの5年間の登校拒否の相談受理件数246件について家庭背景を調査している。調査できた169件のうち、母子・父子家庭が72件(42.6%)を占め、母子・父子家庭となった理由の87.5%が離婚であったと報告している。また、年を追う毎に相談件数に占める母子・父子家庭の割合が高くなり、1987年度には両親家庭の割合が68.4%であったのに対して、1991年度には両親家庭45.9%、母子・父子家庭が48.6%と逆転していた。

2) 1990年代の不登校対策に対する批判的検討～学校不応対策調査研究協力者会議報告の分析

上記のように過去においても実態としては脱落型不登校が一定数を占めてきたと考えられる。にもか

かわらず、1980年代後半から90年代初頭にかけての不登校（登校拒否）問題をめぐる議論では、学校ストレスからくる神経症型不登校が典型とされた。そして、それに基づいて心理的対応の必要が叫ばれ、学校の変革が求められた。

当時の不登校の捉えを大きく規定したのは、1992年に出された学校不適応対策調査研究協力者会議の報告書（1992年3月13日文部省初等中等教育局）における不登校（登校拒否）の捉え方である。同報告は、不登校（報告書では登校拒否）がどの子どもにも起こりうるものだという視点に立って捉えることの必要性を指摘し、登校拒否は性格傾向などに何らかの問題がある特定の子どもの問題だという、それまでの考え方を否定したものと理解されている。しかし、この報告書における不登校・登校拒否の理解は、その多様性を指摘しつつも、神経症型不登校を典型として対応が提案されている。

脱落型不登校が社会的に認知され始めた現段階から振り返ってみれば、この報告書に代表される1990年代の不登校問題の捉えは、1つの社会的構築物であったと言うことができる。つまり、神経症型不登校が典型的な姿として社会的に構築され、その姿に基づいて対策が図られた。もちろん、そこでも脱落型不登校の存在が全く無視されたわけではないが、対応策を検討する段になると、脱落型不登校はほとんど看過されてしまったと言える。

このことを検証するために、以下ではこの報告書の内容を子細に検討してみたい。報告書は、登校拒否は性格傾向などに何らかの問題がある特定の子どもの問題であるという、それまでの考え方に対する対抗言説として書かれている。「登校拒否問題への対応の基本的視点」の節は、この報告書の問題の捉え方がもっとも端的に示されているが、中でも下記のくだりにはそのような視点が鮮明に見られる。

IV 今後の登校拒否問題への対応について

1 登校拒否問題への対応の基本的視点

第1は、登校拒否はどの子どもにも起こりうるものである、という視点に立って登校拒否を捉えていくことが必要であることである。（中略）登校拒否を一種の克服困難な病状であることとらえることは適切ではないとの認識をもつことが必要である。

そして、この節では第2点目として次のように書かれている。

第2はいじめや孤立など友人関係の中で起こる子ども同士の葛藤、学業の不振、児童生徒の教師に対する不信任など、学校生活上の問題が起因して登校拒否になってしまう場合がしばしばみられることに留意する必要があるということである。（中略）

したがって、この問題の解決に向けて教育の専門機関である学校の努力、教師1人1人の児童生徒理解を深め、指導の改善を図る努力は極めて重要である。

この指摘で分かるように、この報告書では登校拒否の背景として学校生活の問題を重視しており、それゆえに教師の児童生徒理解や指導の改善が強く求められている。このため、問題の解決に向けた具体的な留意事項の筆頭には、学校における取り組みの充実が求められている。そこでは、学校側が登校拒否のきっかけを作ってしまう場合があると下記の通り記され、学校は児童生徒の個性を尊重して児童生徒の立場に立って人間味のある温かい指導が行えるようにしなければならないと説かれている。

学校では、児童生徒の健全な成長発達を目指して各教師が日々様々な努力を行っている。しかしながら、学校において、例えば、教師が児童生徒の気持ちや心情を察することなく一方的に叱ったこと、児童生徒がいじめを相談しようとしたが教師が軽く考え真剣に話に耳を傾けなかったこと、児童生徒が必要以上の厳しい指導を受けたため学校や教師に恐怖感を持つようになったこと、教師が授業についていけない児童生徒を軽視するような態度をとったこと、など個々の児童生徒への細かい教育的配慮を欠いたり、画一的な指導を行ったため登校拒否となるケースなどが報告されている。また、学校や学級が知識や技能の伝達に偏った指導の空気を強く感じさせたこと、過度に厳しい校則があり運用に当たっても息苦しさを感じさせるものであったこと、逆にいじめなどの問題傾向を持つ児童生徒への指導が十分でなく荒れた雰囲気となっていたこと、など学校の指導の在り方等に反発し登校拒否となったケースもある。このように教師の児童生徒理解が不十分なために指導に適切さを欠いたり、学校の不適切な指導方針や指導体制があったりしたため、登校拒否のきっかけをつくってしまう場合がある。

登校拒否の児童生徒への対応においても、教師のかかり方の改善が求められ、児童生徒や保護者の悩み、苦しみを受け止めることが要請されている。

学校では別段思い当たる理由がないにもかかわらず学校に来ない児童生徒がいると、ややもすると、本人の怠け・ずる休みであるとか、適応できない児童生徒自身に問題があるというように捉えがちであった。(中略) 1人1人の教師には、登校拒否はどの子どもにも起こりうるものとの視点に立ち、児童生徒や保護者の悩み、苦しみをありのままに受け止め、それを自らの心の痛みとして捉える姿勢が求められる。

IVは以上のように書かれているのだが、実は「II登校拒否の現状について」には脱落型不登校と見られるような子どもの姿が指摘されている。とくに「登校拒否のタイプ」の節では、小中学校全体では「無気力型」28%、「不安など情緒的混乱の型」25%と報告されている。小学校では「不安など情緒的混乱の型」をあげるものが最も多く36%に達していると指摘されているが、中学校については「遊ぶためや非行グループに入っていて学習への意欲をなくし登校しない『あそび・非行型』が多いことが目立っている」と記されている。しかし、IVでは、この「あそび・非行型」への対応についてはほとんど記されていない。登校拒否のタイプ・状況には十分注意する必要があるという指摘はあり、その中で下記の通りあそび・非行グループのことも触れられているが、そこでは問題の社会的背景や学力との関連には言及されず、飲酒などの問題行動との関連に関する指摘もない。

登校拒否のタイプの中でも、いじめや暴力のために登校を拒否する児童生徒はもちろんのこと、遊びや非行グループに入って学習意欲をなくす児童生徒、学習不振から無気力になるような児童生徒などに対しては、まず、学校において十分な指導対応が必要なものであることを理解する必要がある。各学校において的確な対応をするためには、個々の児童生徒についての教育相談記録(時系列・累加的相談記録表)を作成するなどして、登校拒否の児童生徒1人1人の状況を詳細に把握するように努めることが大切である。

この報告書は不登校対策の画期的なものとして評

価されており、この報告書を受けて適応指導教室の整備やスクールカウンセラーの配置がなされた。だが、ここで見たように、この報告書は不登校の現状の捉えと、それに対する対策の提言の間にはかなりの隔りがある。児童生徒理解の必要性が説かれたが、このことの意味も心の理解に限定され、児童生徒の悩み、苦しみを受け止めることが求められた(酒井1997)。我々はこの報告書をはじめとして、1990年代の生徒指導をリードしてきた教育言説を批判的に検討し、その時代性を脱構築しつつ、個々の子どもに応じた指導の在り方を再検討する必要がある。

3) Truancy という捉え

脱構築するための手がかりとして諸外国での問題の捉えられ方を見ておこう。イギリスやアメリカでは不登校問題はむしろ怠学問題として理解され、対応が検討されてきた。イギリスでは、2007年6月にブラウン首相がそれまでの教育技術省から高等教育部門を切り離して、子ども関連のサービスを管轄する児童・学校・家庭省(Department for Children, Schools and Families)を設置した⁴⁾。同省の2008年度年次報告書における長期欠席問題の扱いを見てみよう。同報告書では、この問題に関連して2つの表現がなされている。1つは、persistent absentees(常習的欠席者)、もう1つは、persistent truancy(常習的怠学)という表現である。それぞれの用語が登場する箇所を見てみると、常習的欠席者は学力が低いこと、怠学者はアルコールやドラッグなどの問題行動を生じさせる危険性が高いことが指摘されている。

【出席と欠席】

常習的欠席者は往々にして教育上の達成度が低いことが多い(Persistent absentees are more likely to have poor educational outcomes.)。しかし、公立中等学校では、その割合は2006-2007年間に約6%減少した。保護者は学齢期にある子どもに対してフルタイムの十分な教育を受けさせることを保証する責任がある。

【青少年対策本部(youth taskforce)】

大半の青少年は10代を謳歌し、成人の生活へと順調に移行していく。だが、一部の子どもたちは、それまで抱えていた問題を高じさせたり新たな問題を生じさせたりして、彼らやその保護者たちへのサポートが必要となる。無視できない数の子どもたちがアルコールや非合法ドラッグや常習

的な怠学やその他の不適切・非社会的な行動でトラブルを生じさせ、近隣と重大な問題を生じさせている。

以上のような理解の枠組みと対照させてみると、1990 年代の日本の不登校理解と対応が際だった違いを示しており、むしろ近年になって理解の共通化が図られつつあるとも言える。

近年、教育機会の不平等問題や子どもの貧困問題が諸外国と同様に日本にも確実に存在することが理解されるようになった。だが、教育機会の不平等問題は戦後日本の教育社会学が一貫して追究してきたテーマであり、それが近年になってようやく社会的に認知されるようになったものである。このことを踏まえると、子どもをめぐるさまざまな問題理解の枠組みが諸外国と共通化する方向にあり、その中で不登校問題の理解にも変化が生じているものと考えられる。

なお、脱落型不登校に対し、福祉的支援を含め学校外の機関を交えた対応策が積極的に図られつつある現在の動きは、今後も積極的にサポートしていく必要があるだろう。SSW の活動は必ずしも順調に推移しているとはいえないが、不登校問題への福祉的対応の必要性は無視できない⁵⁾。

6. 問題の新たな捉えと対応の再構築―「学校に行かない子ども」―

最後に以上の分析と考察に基づいて、ここで扱った子どもの問題を今後どのような観点で扱う必要があるのかについて検討したい。本稿で示したように、現状においては家庭環境の劣悪さに起因して非行傾向などを伴う脱落型不登校の事例が多く、国や

各自治体の問題への対応もそれに合わせて変化が起きつつある。こうした動向を踏まえた場合に、不登校という捉えが適切か否かは改めて検討する必要があるだろう。

不登校統計の恣意性はたびたび指摘されてきた。不登校とは、学校基本調査の理由別長期欠席者の 1 カテゴリーであり、長期欠席の中で「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは登校したくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）」とされている（表 4）。しかし、この分類の運用はかなりの恣意性が見られ、自治体で各理由の占める割合は大きく異なっている（表 5、表 6）。2009 年度学校基本調査によれば、2008 年度の長期欠席について、不登校の占める割合が最も高かったのは青森県で 95.5% であった。これに対し、最も割合の低かった大阪では、56.4% しかそのように分類されておらず、その差は 40% 近くに達している。

保坂も、長期欠席の理由について病気か不登校かを見きわめることは大変難しいと指摘している。彼はある県のデータを詳しく検討した結果、病気を理由とする長期欠席の中にも不登校と判断できる者が相当数いたことを指摘し、「どこまでが病気によるやむをえない欠席で、どこからが不登校と考えられるかを、厳密に線引きすることがいかに難しいかが、あらためて浮き彫りになった」（保坂 2000）と述べている。

不登校事例において脱落型のそれがかなり占めること、また不登校という捉えが統計上の信頼性を持ちえない中で我々はこの概念を今後も使うべきかについて判断を迫られている。

保坂はこうしたことを踏まえて「長期欠席」とい

表 4 学校基本調査における理由別長期欠席者数の記入について

長期欠席：前年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒
「病気」本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
「経済的理由」家計が苦しくて教育費が出せないとか、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
「不登校」何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）
「その他」上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

出典 「平成 21 年度 学校基本調査の手引」

表 5 長期欠席に占める不登校の割合が高い自治体 (2008 年度)

	都道府県名	病 気	経済的 理由	不登校	その他
1	青森	3.1%	0.0%	95.5%	1.4%
2	新潟	6.3%	0.0%	92.6%	1.1%
3	岐阜	7.4%	0.1%	89.4%	3.0%

※ 2009 年度学校基本調査より作成

う括りで問題を捉える必要があると指摘する。欠席日数に基づく統計は信頼度がより高く、科学的な分析とそれに基づく対応の検討も容易になると思われる。

しかし、ここではさらに広く問題を拡張して捉えることの意義と必要性を提唱したい。すなわち、学校に行かない状態にある子ども全体を俯瞰して捉えることについてである。学校基本調査は、実は学校に行かない子どもの問題の全てをすくい取ることができない。

その 1 つは、就学義務を免除あるいは猶予されている子どもである。欠席とは就学の義務を前提とした概念である。したがって、その義務そのものが免除されたり、猶予されていれば欠席にはならない。就学免除や就学猶予の対象となるのは、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のために就学が困難とされている子どもたちである。2008 年度学校基本調査では、学齢児童生徒で就学免除者は 1,639 名、就学猶予者は 1,505 名であった。だが、1970 年代までは 1 万人以上の子どもがこの扱いを受けていた。

2 番目は、日本に住んでいる外国籍の子どものうち、学校に行かないでいる子どもたちである。彼らも学校に行かなくても、欠席にはならない。なぜなら、彼らも就学の義務を課せられていないからである。

こうした問題を含め、学校に行かない子どもという括りで問題を捉えると、ここで論じている問題は子どもの教育権保障という問題として理解できるようになる。教育権の概念は多義的であり、法論理としては教育方針、教育内容を決定し実施する権能を言う。この意味での教育権は学習権とは別である。だが、広義の意味合いでは子ども・青年、親、国民、教師などの教育に関する権利・義務関係の総体を包括的に捉えるものとして用いられている⁶⁾。ここでいう教育権とは後者に近く、教育を受けてい

表 6 不登校の割合が低い 5 自治体 (2008 年度)

	都道府県名	病 気	経済的 理由	不登校	その他
1	大阪	24.1%	0.0%	56.4%	19.5%
2	兵庫	11.3%	0.2%	62.1%	26.3%
3	千葉	26.9%	0.1%	65.7%	7.3%

※ 2009 年度学校基本調査より作成

い状態との対比で教育を受けている状態を「権利」概念で表現しようとするものである。不登校を始め、さまざまな形態で学校に行かない子どもの問題をこの観点から改めて問題化すべきであり、どのような子どもが教育を受ける権利を奪われているかを問題にする必要がある。

先に述べたように 1992 年の報告書により、不登校問題はだれもが起こりうる問題であるとされると同時に、原因として学校側の対応の問題がクローズアップされた。様々な論者は、こうした理解に基づいて、学校に行かない自由を唱え、学校批判を行った。だが、現在の不登校問題のある部分（決して全体だとは考えていない）が脱落型のそれだといのであれば、学校に行かない自由だけが語られるとすればかえって彼らの教育権を損ねるおそれもある。

子どもの教育権保障の問題として捉えるべき部分と、神経症的な問題として捉えカウンセリングなどの心理的あるいは医学的対応が必要な部分を分けて考える必要がある。また、学校に行かないで教育を受ける自由を求める保護者や子どもに対して、オルタナティブな教育機会を提供することも検討すべきであろう。

このように不登校問題には性格を異にした問題が混在している。今後はこのことの弁別を行うと同時に、教育権が保障されていない問題として捉えるべき部分は、先に述べたように「学校に行かない」問題として捉え、他の問題群と統一的に対応を図る必要がある（酒井他 2010）。いずれも福祉的な問題や法制度上の問題を含んでおり、様々な関係者の連携にもとづくネットワークの構築が求められる。

研究としては、今後以下の 3 点について検討が求められるだろう。第一は、「学校に行かない」でいる子どもの量的・質的な実態の把握である。我々は学校基本調査を基軸とした日本の教育統計の不備を指摘していく必要がある。また、そのうえで学校に行かない子どもの量的な把握を試みるとともに、各種の子どもの問題について実態を質的に把握してい

かなければならない。

第 2 に行政システム、法制度の検証である。第 1 の分析を通じて浮かび上がる日本の教育行政や法制度の課題を明らかにしていくことが求められる。不登校問題を通じて明らかなのは、日本の教育行政は典型的な縦割り行政であり、学校に通う生徒については指導体制を綿密に整備するが、いったん学校に通わなくなった子どもや学籍を持たない（あるいは失った）子どもへの対応は諸機関の連携が不足し、きわめて無責任な対応しかなされないことである。法律面での不備や対応システムの不十分さ、支援スタッフの量的・質的な面での課題などを包括的、かつ個別的に検証していくことが求められる。

その際、たとえば外国人の子どもの教育をめぐる議論されてきた、集団的なものとしての文化の承認や権利保障といった論点からの検証も進める必要がある。様々な社会集団を包摂しうる教育行政や学校制度はいかにありうるかという課題へとつながる視点である。

最後に以上の分析をふまえて、格差社会化が進む現代日本において、国家はいかなる役割を果たすべきかを検討していくことが求められている。子どもの権利をどのようにして包括的に保障しうるのであるのか、その際に学校制度あるいは教育を含めた子どもを対象とした種々の行政サービスはどう変革されなければならないか。以上のような問題群に積極的にアプローチしつつ、実践に対して提言ならびに具体的な実践への関与が求められている。

注

- 1) 本論文は科学研究費補助金基盤研究 (C) 研究成果報告書 (酒井 2010) 所収の酒井と川畑のワーキングペーパーをもとに大幅な加筆修正を加え、学術論文として再構成したものである。本論文における執筆分担は 4. が川畑担当、それ以外の各節は酒井担当である。
- 2) 平成 22 年 8 月 5 日に発表された平成 21 年度調査報告では、「不登校状態が継続している理由」に関する調査データが掲載されておらず、直近の状況が分からない。
- 3) スクールソーシャルワーカー活用事業については、酒井 (2010) 第三章「スクールソーシャルワーカー活用事業は不登校支援をどのように変えるのか」(伊藤秀樹・木村文香著) ならびに木村・伊藤 (2011 刊行予定) を参照。
- 4) イギリスでは 2010 年 5 月に保守党・自由民主党

の連立政権が樹立し、児童・学校・家庭省は教育省 (Department for Education) に改組された。

- 5) 危惧されるのは脱落型不登校群に対して懲罰的な観点からの対応が図られることである。実際に欧米には長期欠席に対してそのような対応も見られるのであるが、子どもが学校に行かないでいるという問題はさまざまな社会的背景を伴って生じているものである。それだけに、福祉的な対応を含めて、彼らの生活と学習を支援するためのより積極的な対応が望まれる。
- 6) 『新教育社会学辞典』の「教育権」の項 (167-168 頁) を参照。

引用文献

- 浅井春夫, 湯澤直美, 松本伊智朗, 2008 『子どもの貧困』明石書店。
- 阿部彩, 2008 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波書店。
- 伊藤秀樹, 木村文香, 2010 「スクールソーシャルワーカー活用事業は不登校支援をどのように変えるのか」酒井朗編著『不登校現象の社会・文化的多様性と支援ネットワーク構築に関する教育臨床社会学』平成 19-21 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 研究成果報告書, 19-39 頁。
- 木村文香, 伊藤秀樹, 2011 (刊行予定) 「スクールソーシャルワーカーの導入による不登校支援のあり方の変化」『情報と社会』第 21 号, 江戸川大学。
- 酒井朗, 1997 「“児童生徒理解” は心の理解でなければならない——戦後日本における指導観の変容とカウンセリング・マインド」今津孝次郎・樋田大二郎編『教育言説をどう読むか——教育を語ることばのしくみとはたらき』新曜社, 131-162 頁。
- 酒井朗, 2007 『不登校支援のための地域連携ネットワーク構築に関する研究』平成 18 年度児童関連サービス調査研究事業調査研究報告書, 財団法人こども未来財団。
- 酒井朗, 2010 「学校に行かない子ども」荻谷剛彦・濱名陽子・木村涼子・酒井朗『教育の社会学 新版』有斐閣, 2-67 頁。
- 酒井朗編著, 2010 『不登校現象の社会・文化的多様性と支援ネットワーク構築に関する教育臨床社会学』平成 19-21 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 研究成果報告書。
- 酒井朗, 坪井瞳, 加藤美帆, 伊藤秀樹, 2010 「学校に行かない子ども (1)」『日本教育社会学会第 62 回大会発表要旨集録』166-171 頁。
- 佐藤繁隆, 1993 「ある児童相談所における最近の登校拒否相談の実態: 社会的背景との関連を中心に」『情緒障害教育研究紀要』第 12 号, 91-94 頁。
- 日本教育社会学会編, 1986 『新教育社会学辞典』東洋

館出版社.

古川八郎, 菱山洋子, 1980「学校ぎらいの統計研究
-1- 東京都における出現率の推移と社会的要因の考
察」『児童精神医学とその近接領域』21(5), 300-
309 頁.

保坂亨, 2000『学校を欠席する子どもたち——長期欠

席・不登校から学校教育を考える』東京大学出版
会.

保坂亨, 2009『“学校を休む” 児童生徒の欠席と教員
の休職』学事出版.

保坂亨, 2010「脱落型不登校の実態調査」酒井編著,
前掲書, 10-18 頁.

Summary

“Futoko” or school non-attendance problem has long been understood based on the image of neurotic one in Japan. But dropout-type futoko certainly exists and is becoming recognized recently. This study shows some proof of it’s emergence and reports the reform of its support system. We pay attention to the introduction of school social workers to some schools and supporting function of Child and Family Support Center in Tokyo.

We also indicate the dropout-type futoko could be found in 1980s and 1990s and argue that the dominant image of neurotic type futoko was socially constructed. Futoko differs from the image of truancy which is pervasive in many western countries.

We suggest that we should change framework to capture the problem of non-attendance in Japan and propose the concept of “children who do not go to school.” It does not only mean futoko or non-attendance students. In Japan many foreign children are not obliged to go to school and do not enroll. Some Japanese children are and were exempted or postponed from the enrollment for various reasons. The concept of “children who do not go to school” includes all types of those children and students. It will illuminate many important issues of children’s rights to receive education which have been overlooked for many years in Japan.